

再び戦争はしない  
被爆者はつくりたくない  
日本国憲法を守ろう

# 城山憲法九条の会ニュース

2013/12/1

事務局 長崎市油木町 28-32 園田鉄美方 電話 (FAX 兼用) 095-845-5400

## 憲法問題講演会を開催

戸田清長大教授が講演

十月十九日、城山カトリック教会信徒会館において、戸田清長崎大学環境科学部教授をお招きし、「原発や憲法で民意に逆らう安倍政権を問う」と題して、城山憲法九条の会の学習講演会が開催されました。



十七名の参加者を前に、先生のお話は、立憲主義という言葉から始まりました。

憲法の種別 制定年と特徴	憲法の改正 (96条)	憲法尊重擁護義務 (99条関係)	
		国家権力	国民
大日本帝国憲法 1889年 外見的立憲主義	2/3の発議		臣民の永遠従順義務 (憲法発布勅語の末尾)
日本国憲法 1946年 立憲主義	2/3の発議と 国民投票	国務大臣、国会議員 天皇他の尊重擁護義務	
自民党憲法改正草案 2012年 国家主義	1/2の発議と 国民投票	国会議員、国務大臣 他の擁護義務 (天皇は除外)	尊重義務

「自民党の改憲案を作った議員の言葉『立憲というのには最近の言葉ですか?』こういう人たちに、憲法を論じる資格が果たしてあるのでしょうか。」  
そもそも憲法は、国家(政府)に対する国民の

命令(立憲主義)としてあるのに、自民党案では、憲法が逆に国民を縛るものになっています。(表参照)

安倍政権は、憲法を改正しやすくするために第九十六条の改正を訴えますが、そもそもなぜ「三分の二の発議」とハードルが高くなっているかというと、

① 時の政権がコロコロと憲法を勝手に変えないように。

② 現在の国民が、軽はずみに憲法を変えて、将来の国民に迷惑がからないように。

という二つの理由があるそうです。現憲法のすばらしさ・大切さ、そして私たち一人一人の生存を保障してくれる憲法を簡単に変えてはならないという仕組みに、なるほどと唸りました。

### 様々な基本的人権を侵す改憲案

改憲案では、九条を改憲し、国防軍を創設しようとしているが、その他にも重要な条項の改正が行われようとしており、十三条(個人の尊重)と二十五条(生存権)が改悪されれば、健康保険証の取り上げや生活保護法の改悪等に繋がるであろうし、また二十一条(表現の自由、検閲禁止)を改悪されれば、国が子供を都合のよいように教育・洗脳することにつながりかねない

### 民意と国令のズレ

朝日新聞と福島放送の共同世論調査による



と、国民の七割以上が「即時または段階的原発ゼロ」を支持しているのに対し、国会では「原発ゼロ」が少数意見にとどまってしまう「ねじれ」は、『小選挙区制の弊害』とのこと。原発に限らず、民意が国会に反映される選挙制度を求め、訴えていかねばならないと思います。

ところで、以前は原発の福島原発級のシビアアクシデントが起こるのは世界的にみて二五万年に一回と計算されていたが、福島原発事故後の内閣府発表の資料には、「十年以内に」日本国内で同級の原発事故が起こりうると訂正されたとのこと!

日本は今後も、狭い国土を放射能に汚染させて失い、原発難民を増やすつもりなのだろうか。講義の後には三十分ほど、参加者との活発な質疑応答がなされました。

また、戸田先生は、資料の中でたくさんのおすすめ書を列挙されましたが、その中で憲法に関する良書をいくつかご紹介して下さいました。

○ 伊藤真二(二〇一三)『憲法は誰のもの?』岩波ブックレット 自民改憲問題の入門書として最適

○ ダグラス・ラミス 二〇一三『増補 憲法は、政府に対する命令である』平凡社ライブラリー

○ 樋口陽一(二〇一三)『いま憲法は「時代遅れ」か』平凡社 (楠田昌子記)

## 憲法問題講演会に参加して

「憲法は誰のもの？改憲でどうなる我が国」

伊藤真弁護士が講演

十一月二日、伊藤真弁護士を講師に、憲法を考える講演会「憲法は誰のもの？改憲でどうなる我が国」(主催・長崎県保険医協会)が長崎県立体育館で開催されました。参加者約二百人。本田孝也会長はあいさつのなかで、憲法改正を肯定する声が少なくないが、憲法改正で何が変わろうとしているかを考えてもらうために開いたと述べました。



伊藤氏は、憲法改正は重要な段階にきているとして、自民党の「日本国憲法改正草案」がめざすところについて講演しました。

最高法規である日本国憲法は、国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤としている。多数意見が常に正しいわけではなく、多数意見にも歯止めをかけ、奪えない価値(人権、平和など)を守るのが憲法である。だから米国、ヨーロッパをはじめほとんどの国で、憲法改定には国会の三分の二以上の賛成が必要と定めている。

### 憲法は国家権力を制限し国民を守るもの

法律は国民の自由を制限して社会秩序を維持するためのもの(国民に対する歯止め)。憲法は国家権力を制限して、国民の人権を保障するもの(国家に対する歯止め)。現憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を基本理念として戦争をしない国、政教分離、差別のない国、福祉を充実させ

る国などをめざしている。憲法に人権規定ばかりなのは当たり前である。

### 自民改憲案が目指すところ

自民党改憲草案では、国をしる憲法から、国民をしる憲法にかえる。日本古来の伝統をふまえ自主憲法を制定したい、集団的自衛権を容認して国防軍を創設し、日米同盟を強化して、米国の期待に応えたい、軍事力によって国際貢献したい、軍事的経済的に「強い国」づくり―戦前回帰・富国強兵をめざすものになっている。

一方、現憲法の「すべての国民は個人として尊重される」「集会、結社及び言論の自由、出版一切の表現の自由は保障する」などが、曖昧で、条件付きの人権・自由に変えられようとしている。

### 現実を理想に近づける憲法の改悪阻止を

こうした自民党のめざす改憲の危険性について述べて、最後に憲法がめざす社会は一人ひとりがその個性を尊重され、お互いに違いを認め合って、ともに生きるができる社会をめざしている。憲法は現実を理想に近づけるためにある。憲法を使いこなす力をつけることが大事であると指摘し、憲法改悪の阻止をよびかけました。

講師の紹介 伊藤氏は弁護士で、伊藤塾を主催し、三十年間法律家・公務員の養成、憲法の伝道者として講演活動や、一人一票運動に取り組んでいる。

(深町孝郎記)



## 編集後記



今国会に上程されている特定秘密保護法案については、「秘密の内容は秘密である」という言葉が示すように、戦前の防諜法を彷彿とさせ、国民を「見ざる・言わざる・聞かざる」に追いやり、国民の知る権利を侵すものであるとして、研究者、法律家、文化人、マスメディア関係者、労働組合、平和団体等、国民の各界各層からこぞって反対の声が上がり、マスコミの世論調査においても大半の国民が反対している。また、国民の中には、法案の本身も良く知らないという方々も相当数いるとの報道もある。

ところが、このような現状を無視して、法案は先の衆院の特別委員会において強行採決の上、去る十一月二十六日、本会議において自民、公明、みんなの各党により可決された。この国の民主主義はこの先どうなるのだろうか。

現在法案は、参議院に付されているところだが、このような国会の動きと連動して、集団的自衛権や辺野古への基地移転問題、憲法改定のスケジュールがあることを改めて胸に刻み、何かしなければと思いい、県選出の国会議員に法案への反対又は慎重審議の要請を出した。この法案は国会の国政調査権をも侵す内容を含んでいるだけに、良識の府たる参議院の審議を祈るばかりだが…。

(十一月二十九日記)